

経済・財政一体改革 エビデンス整備プラン2023

令和5年4月17日

経済・財政一体改革推進委員会

EBPMアドバイザリーボード

(目次)

1. 人材育成・職業訓練

- 雇用・就労に掛かる施策（職業訓練等） 3

2. 社会保障

- 特定健診・特定保健指導 23
- 保険者インセンティブ制度 38
- 医療費適正化の取組 49
- 医療扶助 58

3. 社会資本整備等

- ICTの活用 70
- 中長期的な担い手の確保 70
- 効率的・効果的な老朽化対策の推進 78
- スマートシティ 100
- PPP/PFI 105

4. 地方行財政改革等

- 自治体の業務改革 112
- 自治体のAI・RPA 115
- 自治体の広域連携 119
- 地域運営組織 127
- 地方創生推進交付金 128

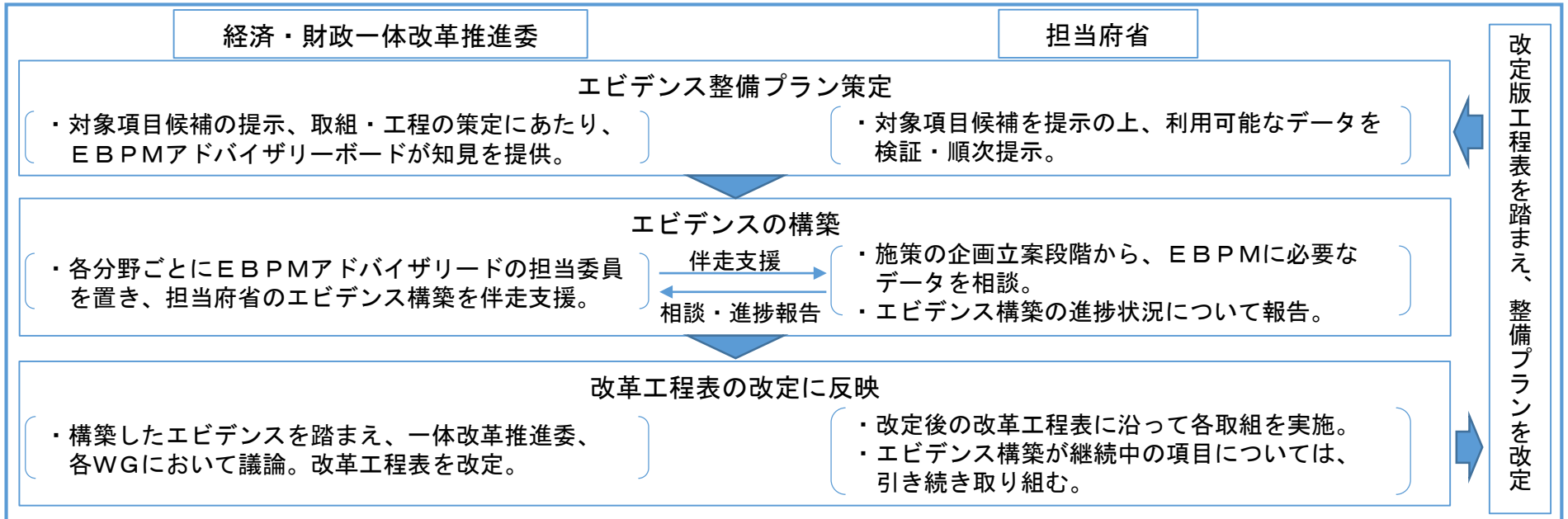
5. 文教・科学技術

- 教育の情報化の加速（主にGIGAスクール構想） 132
- 研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ 141
- スポーツ政策 154

1. 目的・対象期間

- エビデンス整備プランは、新経済・財政再生計画改革工程表の改善に向けて、①改革工程表の「政策目標」・「KPI」等のつながり（ロジック）の検証、②必要なエビデンスの構築、のための取組・工程等を示すもの。
 - 担当府省は各取組の進捗を経済・財政一体改革推進委員会に報告するとともに、構築されたエビデンス等の成果は、本年末の改革工程表の改定に反映させる。また、エビデンスの構築に時間を要する項目については、継続して取り組むとともに、工程表の改定を踏まえ、整備プランも改定していく※。
 - こうした取組を通じて、行政機関及び民間が保有するデータを活用し、政策効果をデータで検証する仕組みの構築と、その仕組みを活用した政府の政策決定基盤の一層の向上を目指す。
- ※新経済・財政再生計画の対象期間は2025年度までであることを踏まえ、2024年の改革工程表の改定までに反映していくよう取り組む。

2. 推進の枠組み



3. 改革工程表への反映について

2024年までにエビデンス構築をして改革工程表に反映させることを目的として始まったエビデンス整備プランは、今年で目標年の前年となるため、今後はどのように改革工程表に反映できるかをより一層意識しながらエビデンス構築を行うことが重要。

【エビデンス構築の成果や成果の改革工程表への反映の例】

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| ① 取組がKPIや政策目標の達成に結びついていることを確認 | ② エビデンス構築を踏まえた取組の改善 |
| ③ ロジックモデル（KPIやそれらのつながり）の見直し | ④ その他の成果（データ整備、検証結果の他事業への再利用等） |

【雇用・就労】

1. 狙い

職業訓練や雇用保険の業務データ等を用いた分析を拡充させるため、これまで進めてきた公共職業訓練等の効果分析も参考に、コロナ禍における雇用調整助成金の特例による効果の検証を行う。

2. 具体的な検証項目

	担当府省	対象施策	工程表の箇所	確認するエビデンス等	予定	必要なデータ例
1	厚労省	雇用・就労に係る施策（職業訓練等）	歳出11 (p138)	・コロナ禍における雇用調整助成金の特例に係る効果	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用・就労に関する分析結果を踏まえ、施策への反映を検討 ・厚生労働省が（独）労働政策研究・研修機構に要請し、労働経済学の専門家を含む研究会において、特例の効果を示すエビデンスを取得すべく、分析等を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の業務データ等 ・業務データで取得できない情報についてはアンケートの実施も検討

【雇用・就労】

1. 職業訓練等の取組

これまでの進捗状況

(1) 求職者支援訓練の効果分析（令和4年度における取組結果）

- ・昨年度にとりまとめた公共職業訓練の効果分析に加え、主に雇用保険を受給できない方を対象とした求職者支援訓練について、訓練を受講することにより、雇用保険が適用された仕事に就職しやすいか、就職後も就業継続をしやすいか、といった観点で分析を行った。有識者のご意見を伺いながら分析を進め、結果を取りまとめた（参考資料1を参照）。また、審議会（※）において結果をご報告した。

（※）労働政策審議会雇用保険部会（令和5年3月14日）

(2) ハローワークにおけるマッチングの分析（令和4年度における取組結果）

- ・他の雇用・就労に係る政策についても分析ができないかと検討をしたところ、ハローワークのマッチングに焦点を当てて分析を行った。ハローワークにおいて受け付けられた求人について、その紹介の状況を分析し、どのような企業においてどのような求人が紹介されやすいかを分析した。有識者のご意見を伺いながら分析を進め、結果を取りまとめた（参考資料2を参照）。

(3) 他の雇用・就労に係る政策についてのEBPM実施の検討

- ・EBPMをさらに拡充させる観点から、令和5年度の取組として、雇用・就労に係る政策の中で検討を行ったところ、コロナ禍における雇用調整助成金（参考資料3を参照）の特例について分析を今後進めるテーマとして選定した。今後、雇用保険の業務データやアンケート等を活用した分析を行っていく予定。

求職者支援訓練に関する効果分析

2023年3月

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

結果のサマリー

- 政府全体でEBPM（証拠に基づく政策立案）を進めている中で、主に雇用保険を受給できない方を対象とした求職者支援訓練について、雇用保険や職業紹介に係る行政記録情報を連結して分析を行い、現状を把握した。
- 傾向スコアマッチング法などを用いて訓練受講後における入職の効果を検証したところ、求職者支援訓練を受講することにより、雇用保険が適用された仕事に入職しやすくなる傾向が見られ（→6ページ）、期待される効果が認められた。労働市場整備が求められている中で、求職者支援訓練を推進していくことは、雇用保険が適用された仕事への入職を促進させ、安定的な雇用の実現のためには不可欠であるといえる。
- 一方で、入職後3年間ににおける就業継続をみると、求職者支援訓練を受けた者と受けなかった者の間で大きな差が見られなかった（→10、11ページ）。

求職者支援訓練による入職への効果

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

分析データの基本統計

○2018年中に終了した求職者支援訓練のコースを修了した者に注目し、2017年以降における求職申込の情報と紐付けできた約1.2万人が「受講あり」、それ以外で、無作為に抽出した約15万人を「受講なし」とした。

○求職者支援訓練の「受講あり」、「受講なし」ともに、希望する職業で事務的職業が多い。

性別

	男性	女性	不明
受講あり	27.1%	72.8%	0.1%
受講なし	43.3%	56.6%	0.1%

※「受講あり」「受講なし」いずれにおいても、2017～18年において雇用保険被保険者データが無く、基本手当を受給していない者を抽出している

※「受講なし」には公共職業訓練を受講した者が含まれる。過去においては公共職業訓練の受講有無が記録されていないために、「受講なし」から除外できていない

※修了者から途中退校者は除いている

最終学歴

	中学	高校	高専	短大	大学・大学院	その他
受講あり	3.8%	54.2%	1.2%	13.2%	26.5%	1.1%
受講なし	6.1%	54.6%	1.3%	10.8%	25.6%	1.5%

年齢層（ハローワークへの求職申込時点）

	15-24歳	25-34歳	35-44歳	45-54歳	55-64歳	65歳以上
受講あり	15.0%	28.4%	23.8%	21.3%	10.0%	1.5%
受講なし	13.0%	22.9%	20.4%	17.6%	15.4%	10.7%

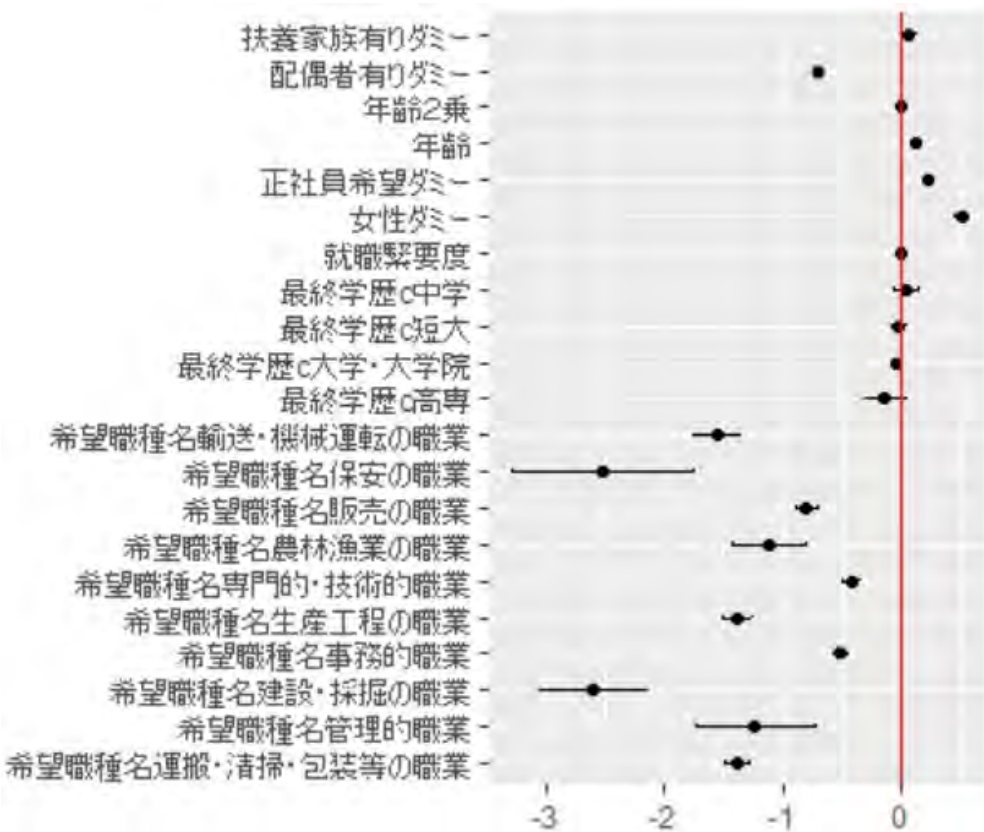
希望する職業

	専門的・ 技術的職 業	事務的職 業	サービスの 職業	販売の職 業	生産工程 の職業	運搬・清 掃・包装 等の職業	輸送・機 械運転の 職業	その他
受講あり	17.9%	46.1%	17.2%	6.6%	2.3%	5.3%	1.0%	3.7%
受講なし	14.3%	38.4%	9.7%	8.2%	5.1%	14.6%	3.6%	6.2%

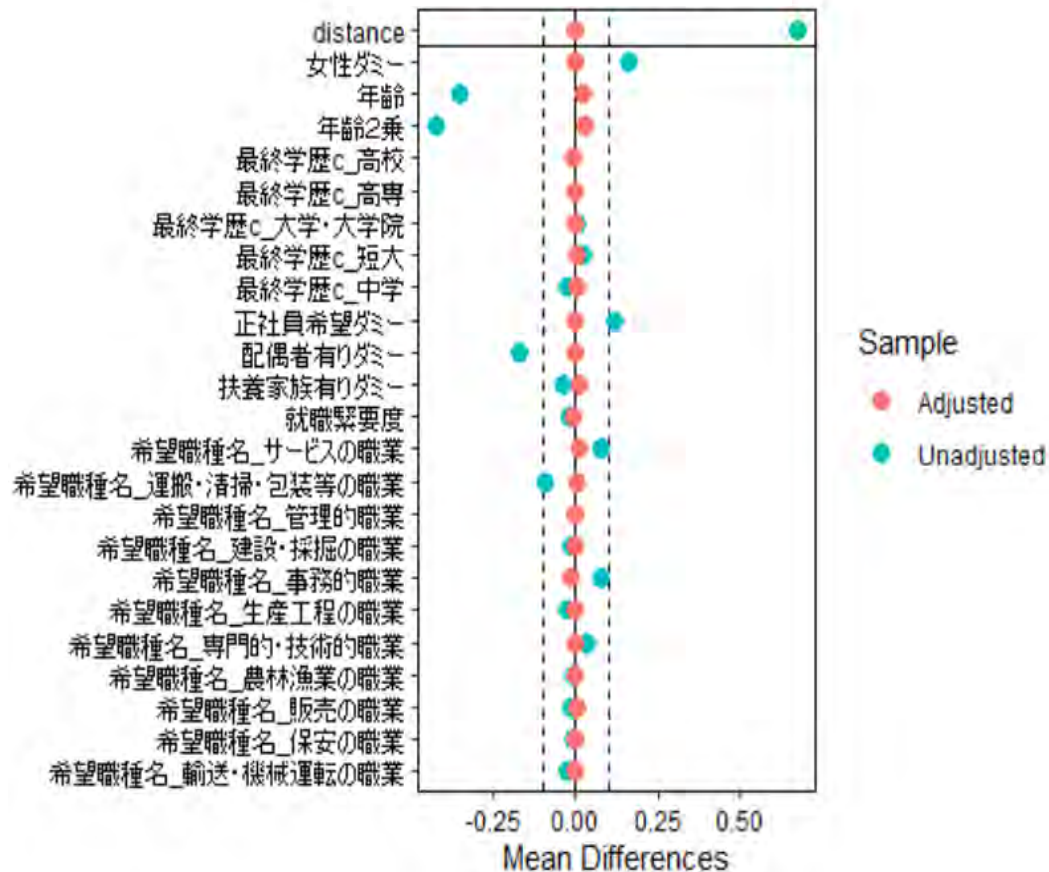
傾向スコアマッチング法を活用した対照群の構築

傾向スコアマッチング法の一つである最近傍（Nearest Neighborhood）法を用いる。ロジットモデルを推定し傾向スコアを算出し、傾向スコアが処置群と最も近い対照群を構築した。

ロジットモデルの推定（被説明変数 = 訓練受講ダミー）



マッチング後のバランス確認

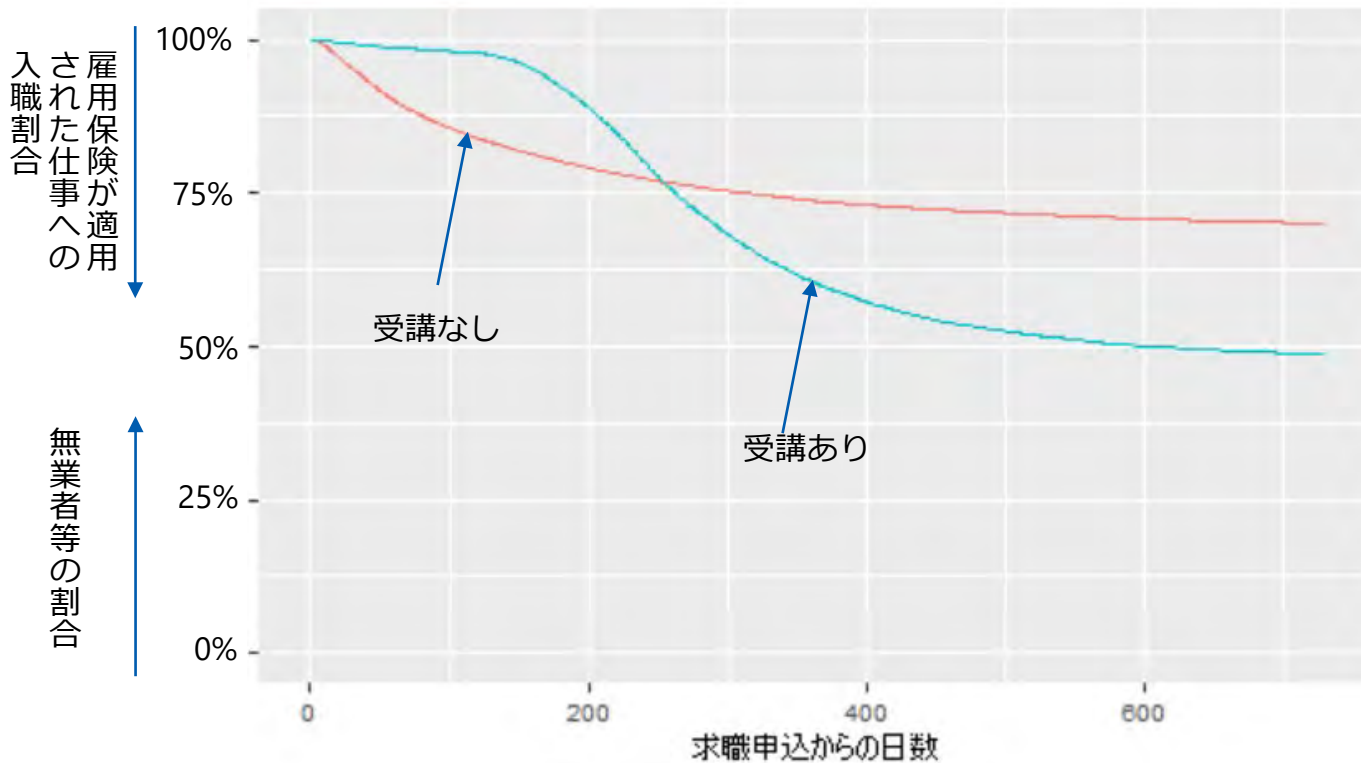


※最終学歴のレファレンスグループは高校、希望職種のそれはサービスの職業。

雇用保険が適用された仕事への入職割合

求職申込から雇用保険が適用された仕事への入職までの期間を見ると、求職申込から150日経過あたりから、訓練受講者における無業者等の割合が大きく低下している。

求職者支援訓練受講有無別 無業者等の割合



入職の有無に関する線形回帰分析

=====

被説明変数: 1 = 入職した、0 = それ以外

	最小二乗法	マッチング法
訓練受講ダミー	0.214*** (0.004)	0.191*** (0.004)
Constant	0.306*** (0.001)	0.329*** (0.004)
Observations	164,537	24,550
Adjusted R2	0.014	0.037

=====

Note: *p<0.1; **p<0.05; ***p<0.01

※Kaplan-Meier法によってグラフを表示している。

※訓練非受講者は、マッチングを行う前のサンプルを用いた結果である。

※2017年以降に求職申込をした者が、2019年までに雇用保険が適用された仕事に就職しているかを把握している。

※無業者等には、雇用保険が適用されない仕事への就職や自営業の開始等が含まれる。

求職者支援訓練による 就業継続（※）への効果

※）就業継続については、雇用保険の資格取得（＝入職）、離職によって判断するが、離転職を繰り返しながらも引き続き雇用保険に適用される仕事で継続することもキャリア形成上重要な観点であるため離転職を繰り返しながらも、雇用保険に適用される仕事を継続しているかといった点に着目した分析を行う。

分析データの基本統計

求職者支援訓練の「受講あり」、「受講なし」とともに、女性の構成比が半数を超える。

性別

	男性	女性	不明
受講あり	25.8%	74.0%	0.1%
受講なし	43.5%	56.4%	0.1%

最終学歴

	中学	高校	高専	短大	大学・大学院
受講あり	3.0%	50.3%	1.0%	14.3%	31.4%
受講なし	5.3%	55.7%	1.3%	10.9%	26.8%

年齢層（2019年1～6月の入職時点）

	15-24歳	25-34歳	35-44歳	45-54歳	55-64歳	65歳以上
受講あり	9.4%	28.5%	24.6%	24.2%	11.8%	1.5%
受講なし	8.2%	25.2%	21.8%	21.7%	15.7%	7.5%

入職時の雇用形態

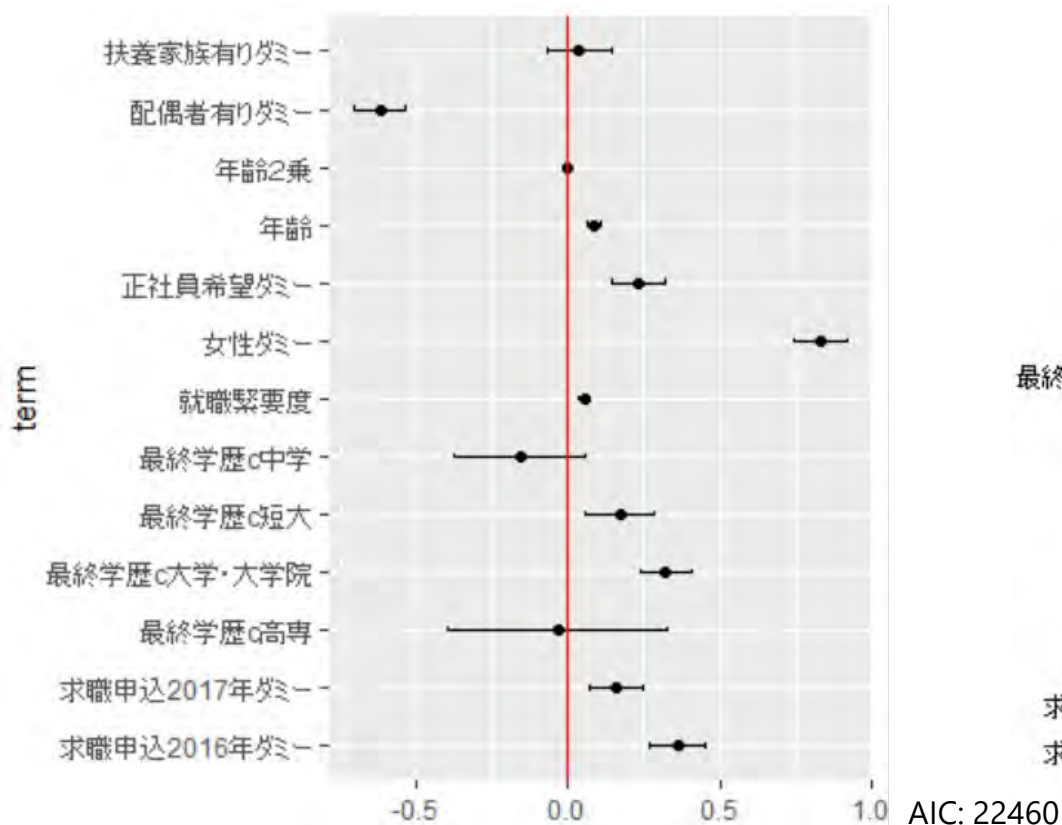
	パートタイム	有期契約	派遣	正社員等	その他
受講あり	21.7%	26.4%	14.0%	37.9%	0.1%
受講なし	21.5%	23.9%	10.5%	40.2%	3.9%

※正社員等には、常用派遣、フルタイムの正社員が含まれる

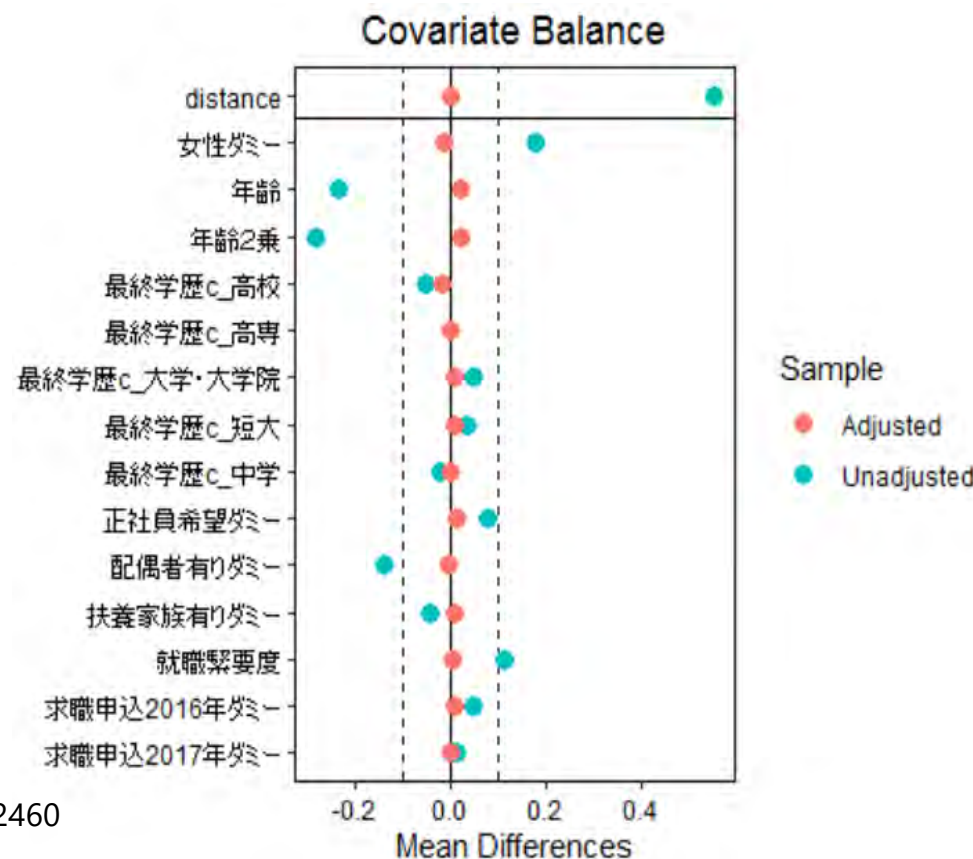
傾向スコアマッチング法を活用した対照群の構築

傾向スコアマッチング法の一つである最近傍（Nearest Neighborhood）法を用いる。ロジットモデルを推定し傾向スコアを算出し、傾向スコアが処置群と最も近い対照群を構築した。

ロジットモデルの推定（被説明変数 = 訓練受講ダミー）



マッチング後のバランス確認



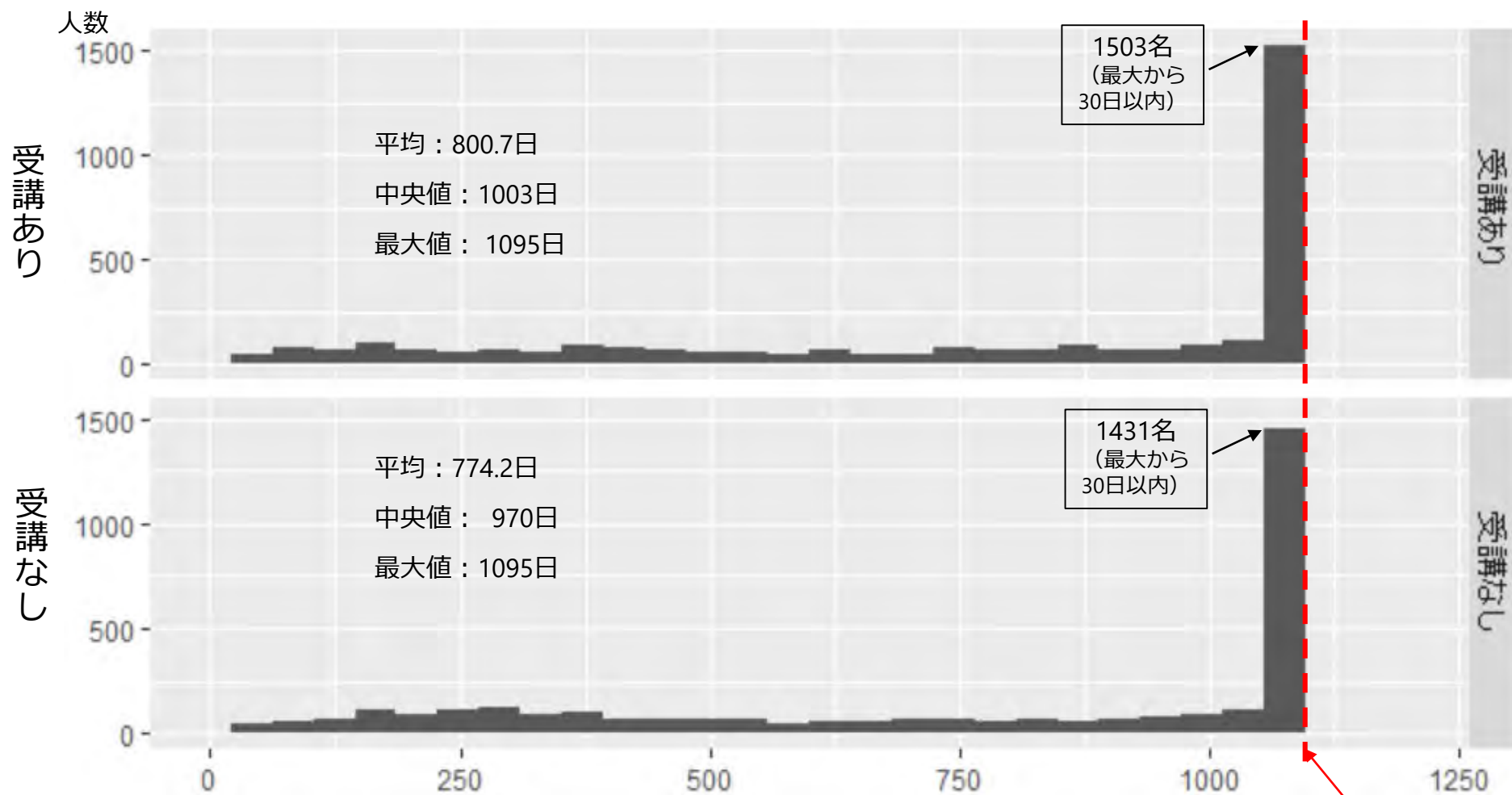
※ロジットモデルのグラフの横軸は係数、縦軸は説明変数。限界効果を取っていない。

※最終学歴のレファレンスグループは高校。

※対照群については、無作為にサンプルを10分の1にして推定等を行った。

就業継続の状況

2019年1～6月の入職後3年間において、雇用保険に適用されていたかを見ると、訓練受講の有無に関わらず、大半の者は、3年間のうち多くの期間において、雇用保険が適用されている仕事についていることが分かる。



入職してから3年間 (1095日) のうち雇用保険に適用されていた期間 (日数)

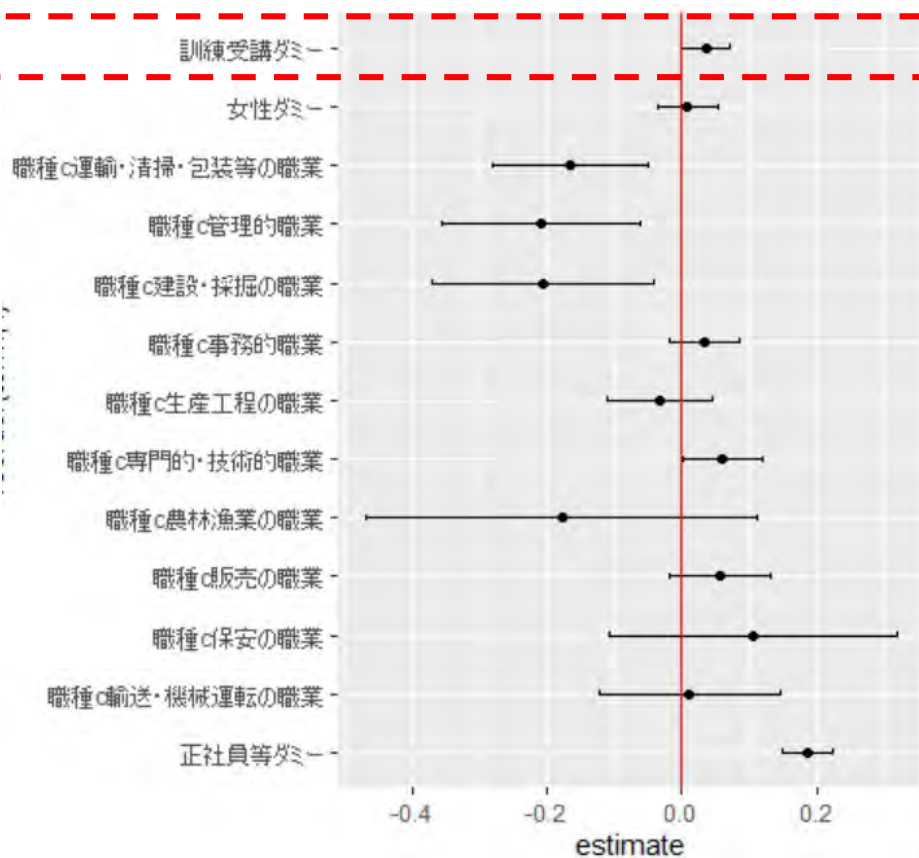
1095日 14

※受講なしはマッチ後のデータを使用しており、訓練受講、非受講いずれも3,347名の結果

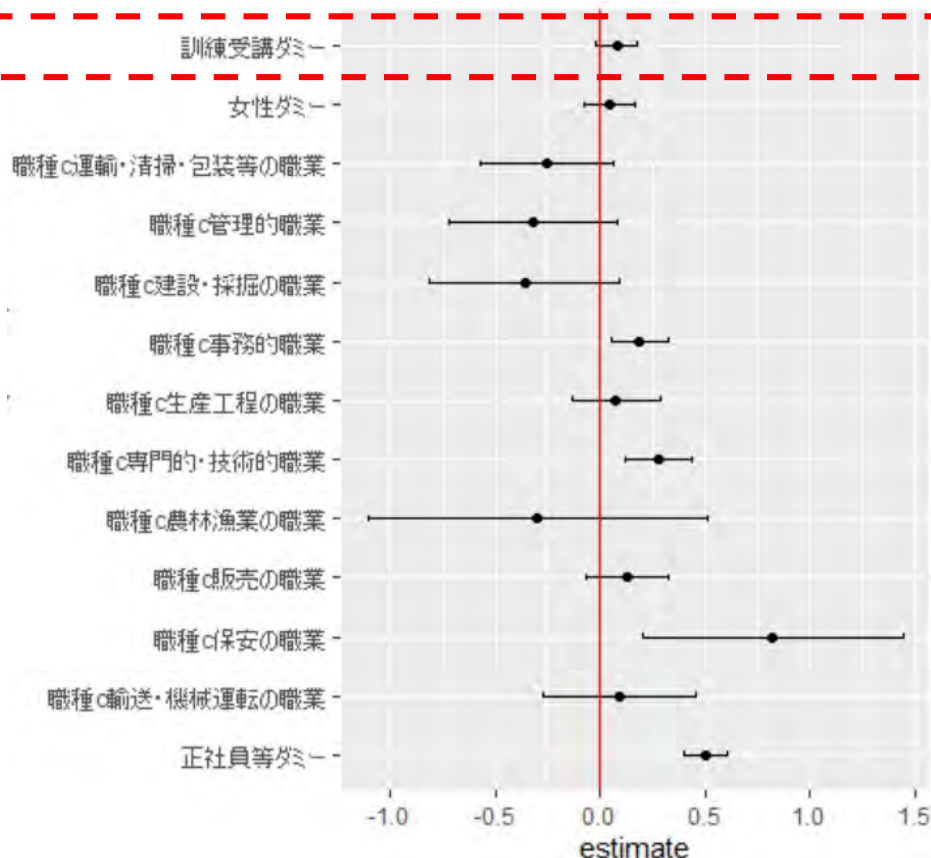
就業継続に関する回帰分析の結果

就業継続として、① 3年間のうち雇用保険に適用された期間と、② その期間が中央値以上を1とするダミー変数のそれぞれにおいて分析を行ったが、訓練受講の有無によって就業継続についての差は見られなかった。

①適用された期間に関する分析（対数、最小2乗法）



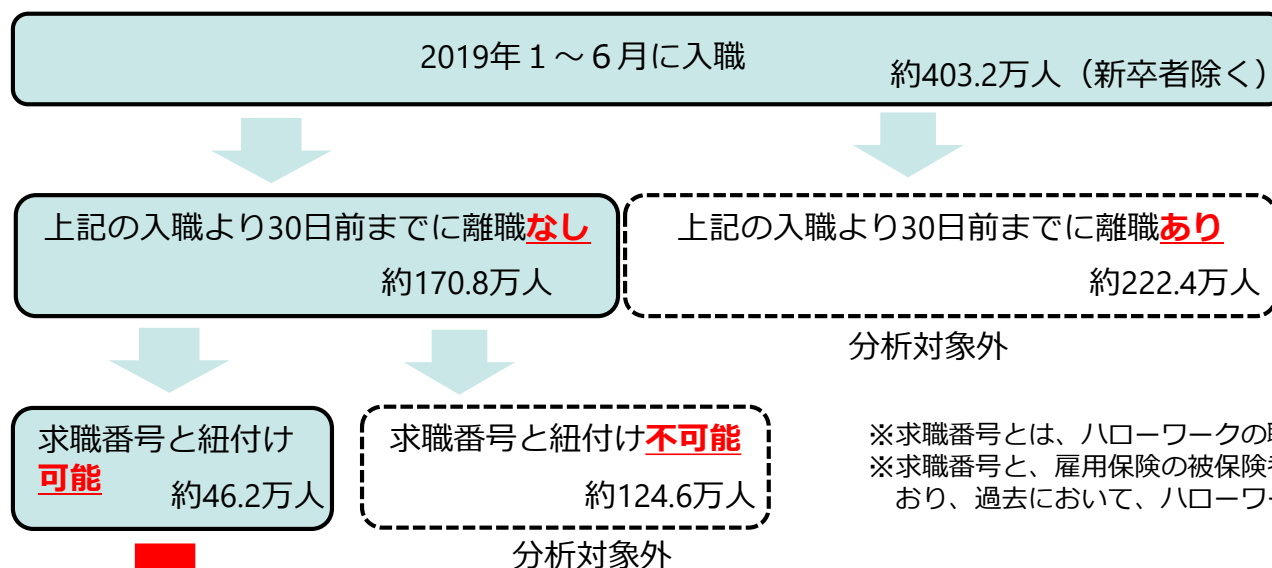
②全体の中央値以上を1とするダミー変数に関する分析
(ロジットモデル)



※職業のレファレンスグループはサービスの職業。

【参考】就業継続の分析におけるデータの構築方法

入職後3年程度の動向を把握できるようにするため、2019年1～6月に入職した者に限定し、下記の条件を設定し、分析対象となる者の絞り込みを行った。



※入職とは、雇用保険が適用された仕事への就職を意味し、雇用保険に適用されない仕事に就職した者は含まれない。

※離職とは、雇用保険が適用された仕事からの離職を意味する。

※いわゆるOn-the-job searchを経験した者を対象外とするため、ハローワークへの求職申込以外に、他の求職手段で転職している者も考慮し、一定期間内に転職している者を対象外としている。

※求職番号とは、ハローワークの職業紹介における個人を識別する番号である。
※求職番号と、雇用保険の被保険者番号が一対一に対応する者を「紐づけ可能」としており、過去において、ハローワークに求職申し込みをした者であるといえる。

職業紹介の利用可能なデータとして、2016年以降にハローワークに求職申込をした者のうち

- ✓ 求職者支援訓練を受講し、修了した者 **3,347名** (処置群)
- ✓ 求職者支援訓練を受講していない者 **396,615名** (対照群)

を分析の対象とする。

※訓練を受講したが途中退校した者は処置群にも対照群にも含めていない。

※上記の対照群の人数は、マッチング法を適用する前の人数。

※対照群は求職者支援訓練を受講していないが、公共職業訓練を受けている者が含まれている可能性がある。